◎新潟県告示第502号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第７条第２項第４号及び第８条第１項第５号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員（平成22年１月５日新潟県告示第31号）の一部を次のように改正する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第７条第２項第４号及び第８条第１項第５号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員とし、平成 22 年２月１日から実施する。 １　（略） ２　課補助職員を置く組織 （略）	新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）第７条第２項第４号及び第８条第１項第５号の規定により、会計管理者が指定する事務所所属出納員及び課補助職員は、下記の組織において会計事務を担当する職員（警察本部の予算経理を分掌する課においては、当該課の次長を直接補佐し、又は補助する職にある者をいう。）とし、平成 22 年２月１日から実施する。 １　（略） ２　課補助職員を置く組織 （略） 警察本部の予算経理を分掌する課